

○甲府市旅館業法施行細則

平成31年3月29日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び甲府市旅館業法施行条例（平成30年12月条例第39号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 省令第1条第1項の申請書は、旅館業営業許可申請書（第1号様式）とする。

(譲渡による地位の承継の申請)

第2条の2 省令第1条の3第1項の申請書は、譲渡による旅館業営業者地位承継承認申請書（第1号様式の2）とする。

(合併又は分割による地位の承継の申請)

第3条 省令第2条第1項の申請書は、合併による旅館業の営業者の地位の承継にあっては合併による旅館業営業者地位承継承認申請書（第2号様式）、分割による旅館業の営業者の地位の承継にあっては分割による旅館業営業者地位承継承認申請書（第3号様式）とする。

(相続による地位の承継の申請)

第4条 省令第3条第1項の申請書は、相続による旅館業営業者地位承継承認申請書（第4号様式）とする。

(変更等の届出)

第5条 省令第4条の規定による届出は、申請書に記載した事項を変更したときにおいて、旅館業営業許可申請書等記載事項変更届（第5号様式）に、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときにおいて、旅館業（停止・廃止）届（第6号様式）によらなければならない。

2 営業者が停止していた営業を再開したときは、その日から10日以内に旅館業再開届（第7号様式）により市長に届け出なければならない。

3 営業者の死亡（法人にあっては解散）により営業を廃止した場合における第1項の届

出は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条第1項に規定する届出義務者（法人にあつては清算人）が行わなければならない。

（宿泊者名簿の記載事項）

第6条 省令第4条の2第3項第2号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 客室名又は客室番号
- (2) 到着日時
- (3) 出発日時
- (4) 年齢

2 宿泊者名簿は、所定の事項を記入しなければならない。ただし、団体の宿泊については、その引率者又は代表者が必要な事項及び総人数を記入することで足りる。

（衛生措置の基準の特例）

第7条 条例第5条第2項の規則で定める特例は、次のとおりとする。

- (1) 季節的に利用されるもの（次号に掲げるものを除く。） 条例第5条第1項第3号アについては、客室の有効面積1.6平方メートル以上について1人とする。
- (2) 季節的に利用される施設において特定の季節に限り営業するもの 条例第5条第1項第3号ア及びイについては、客室の有効面積1.6平方メートル以上について1人とする。
- (3) 交通が著しく不便な地域にあるものであって、利用度が低いと市長が認めるもの 条例第5条第1項第3号イについては、客室の有効面積1.6平方メートル以上について1人とする。
- (4) 修学旅行等の団体を宿泊させるもの 条例第5条第1項第3号アについては、客室の有効面積1.6平方メートル以上について1人とする。
- (5) 体育会、博覧会その他これらに類する催しのために一時的に営業するもの 条例第5条第1項第3号イについては、客室の有効面積1.6平方メートル以上について1人とする。
- (6) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る旅館業の施設 条例第5条第1項第3号イについては、客室の有効面積1.6平方メートル以上について1人とする。

(水質の基準)

第8条 条例第5条第1項第7号アの規則で定める原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項から5の項までに定める基準の全部又は一部を適用しないことができる。

1 色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
3 pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）（5の項に掲げる場合を除く。）	全有機炭素計測定法	1リットル中3ミリグラム以下であること。
5 過マンガン酸カリウム消費量（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により4の項を適用することが適当でないとする場合に限る。）	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下であること。
6 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。ただし、海水を含む検体で検出された場合にあつては、ダーラム管が入ったECブイヨン10ミリリットルに陽性検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養してガス産生が

		認められないこと。
7 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中10コロニーフォーミングユニット未満であること。）。

2 条例第5条第1項第7号アの規則で定める浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項から3の項までに定める基準の全部又は一部を適用しないことができる。

1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物（全有機炭素（TOC）の量）（3の項に掲げる場合を除く。）	全有機炭素計測定法	1リットル中8ミリグラム以下であること。
3 過マンガン酸カリウム消費量（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により2の項を適用することが適当でないときと認める場合に限る。）	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
4 大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する大腸菌数の検定方法	1ミリリットル中1個以下であること。
5 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中10コロニーフォーミ

		ングユニット未満であること。)
--	--	-----------------

(水質検査)

第9条 条例第5条第1項第7号ウに規定する水質検査は、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、連日使用している浴槽水にあつては1年に2回以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上) 行うこと。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

旅館業の営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種別	
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号に該当するときは、その旨	
営業施設の構造設備の概要	別紙のとおり
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有 ・ 無 内容（有の場合）
備考	

注1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

2 営業施設の構造設備を明らかにする図面及び営業施設の所在地を中心として半径150メートル以内の図面（特に学校等との距離を明確に示したものであること。）を添付すること。

第1号様式の2(第2条の2関係)

譲渡による旅館業営業者地位承継承認申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

(譲渡人)

住 所

氏 名

㊦

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(譲受人)

住 所

氏 名

㊦

生年月日 年 月 日生

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

譲渡による営業者の地位の承継について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
譲渡の予定年月日	年 月 日
譲受人が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有 ・ 無 内容(有の場合)

注1 旅館業の譲渡を証する書類を添付すること。

2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第2号様式(第3条関係)

合併による旅館業営業者地位承継承認申請書

年 月 日

(あて先) 甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

㊞

電話番号

合併による営業者の地位の承継について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設の名称		
営業施設の所在地		
合併により消滅する法人	事務所の所在	
	名称	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人	事務所の所在	
	名称	
	代表者の氏名	
合併の予定年月日		年 月 日
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容		有 ・ 無 内容 (有の場合)

注 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第3号様式（第3条関係）

分割による旅館業営業者地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名
電 話 番 号

⑨

分割による営業者の地位の承継について承認を受けたいので、次のとおり申請
します。

営業施設の名称		
営業施設の所在地		
分割前の法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
分割により旅 館業を承継す る法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
分割の予定年月日		年 月 日
旅館業法第3条第2項各号に該 当することの有無及び該当す るときは、その内容		有 ・ 無 内容（有の場合）

注 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付するこ
と。

第4号様式（第4条関係）

相続による旅館業営業者地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊟
生年月日 年 月 日生
被相続人との続柄
電話番号

相続による営業者の地位の承継について承認を受けたいので、次のとおり申請
します。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
被相続人	住所
	氏名
相続開始の年月日	年 月 日
旅館業法第3条第2項	有 ・ 無
各号（第7号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容	内容（有の場合）

注1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しを添付すること。

2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により旅館業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付すること。

第5号様式（第5条関係）

旅館業営業許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

旅館業許可申請書等に記載した事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称			
営業施設の所在地			
旅館業の許可の年月 日及び番号	年	月	日
	第		号
変更 内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更の年月日	年	月	日
変更の理由			

注 営業施設の構造設備の変更の場合は、変更前後の状況を明らかにする図面を添付すること。

第6号様式（第5条関係）

旅館業（停止・廃止）届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

旅館業の営業を（停止・廃止）したので、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
旅館業の許可の年月 日及び番号	年 月 日 第 号
停止事項 (一部・全部)	
停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止の年月日	年 月 日
停止・廃止理由	

第7号様式（第5条関係）

旅館業再開届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

旅館業の営業を再開したので、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
旅館業の許可の年月 日及び番号	年 月 日 第 号
停止していた営業の 一部を再開した場合 は、その内容	
再開の年月日	年 月 日